

保育園での投薬についての注意事項

みたけ保育園

保育園では、投薬が医療行為とみなされるため、原則として、くすりはお預かりしないことになっています。お子さんがくすりを飲まなくてはいけない飲む必要があるという事はそれだけ体調が悪いと判断され、家庭での休養が望ましいという事です。

医師の診察を受ける際には、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則としてくすりの使用ができない事をお伝えの上、保育時間中にくすりを服用しなくてすむ処方（朝夕の2回薬や朝夕寝る前の3回薬などの服用）を配慮してもらうよう依頼してください。

どうしても保育時間中に投薬しなければいけない場合は、保護者が来園して与えていただくこととなります。やむを得ない理由で保護者が来園できない時は、保護者と園側で話し合いの上、保護者に代わって保育士が投薬します。

この場合は、万全を期するために「投薬依頼書」に必要事項を記入していただき、くすりに添付して必ず保育士に直接手渡ししていただきますようお願いいたします。（かばんの中などに入れたままではお預かりしません）

「投薬依頼書」がない場合、もしくは記入漏れがあった場合は、投薬できませんのでご注意ください。以下、注意事項を熟読の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

1、 医師の処方薬のみ投薬します。

投薬はお子さんを診察された医師が処方し調剤したもの、もしくは医師によって薬局でちょうさいしたものに限りです。市販のくすり、保護者の個人的な判断で持参したくすりは対応できません。

2、 薬剤情報提供書（薬の説明）を添付してください。

投薬を依頼される場合は、「投薬依頼書」と併せて、薬を受け取った際に添付される薬剤情報提供書など、くすりについての説明が書かれた書類も添付してください。

3、 くすりは1回分ずつ小分けにして下さい。

くすりは、必ず1回分ずつに分けて当日のみお持ち下さい。水薬（シロップ）は小さな容器にうつしてください。（分量を保護者の責任で管理していただくためです）

1回分ずつに分けたくすりの袋や容器には、必ずお子さんの名前と投薬時間をはっきりと記名してください。塗り薬や目薬は小分けする必要はありません。

4、 座薬の使用は原則として行いません。

やむを得ず使用する場合は、医師からの具体的な指示書を添付してください。また、使用にあたってはそのつど保護者にご連絡しますので御了承ください。

5、 医師による処方期間ごとに「投薬依頼書」を提出して下さい。